

死亡動物収集運搬業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、死亡動物収集運搬業務の委託にあたり、その適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものである。

1. 業務の委託期間

令和6年10月15日から令和7年3月31日まで

2. 業務の概要

本委託業務は、運搬及び処分に際し処理手数料の対象とならない動物死体（以下「死亡動物」という。）について、市民等から収集の依頼があった場合の電話等受付業務及び収集運搬業務を行うものである。

3. 業務実施日

委託期間の全日（土日・祝日・年末年始含む）

4. 電話受付時間・収集時間

午前8時30分から午後5時15分まで ※ただし、電話受付時間内に依頼のあったものは、その日のうちに収集を行うこと。甲府・峡東クリーンセンターの搬入時間に間に合わない場合は、搬入は翌日とする。

5. 収集区域

甲府市内一円

6. 対象動物及び、出動回数見込み

猫、犬、シカ、イノシシ、鳥等

約524回【10月15日からの168日間】（過去3年間の実績による見込み）

7. 搬入場所

甲府・峡東クリーンセンター（笛吹市境川町寺尾1440-1）

搬入時間：午前8時30分から正午

午後1時00分から午後5時00分まで

8. 業務の内容

（1）受付業務

受託者は専用電話を設け、市民等から電話等による死亡動物の収集依頼を受け、受付票に記入する。

(2) 収集業務

- ・収集業務は、安全確保のため原則として2名で行うこと。ただし、電話受付時に、収集場所の状況の確認が可能である場合等、安全確保に支障がない場合には、1名での収集を可とする。
- ・収集作業にあたっては、必要に応じて周囲の安全確保及び交通整理を行うこと。
- ・収集時には、デジタルカメラ等で対象動物の体全体の写真及び対象動物と周囲の状況がわかる写真を撮影するとともに、動物の種類、色、首輪の有無を記載すること。また、特徴がある場合はその部分を拡大した写真も別に撮影すること。
- ・委託者や市民からの問い合わせがあった際には対応すること。
- ・収集した死亡動物はポリ袋等に入れ密閉すること。

(3) 運搬及び搬入業務

収集した死亡動物は、甲府・峡東クリーンセンターに運搬し、指定された場所へ搬入すること。また、搬入時に発行される伝票を受け取り、市への報告時まで保管すること。

9. 収集車両

- (1) 受託者は業務を遂行するために必要な収集運搬車両（以下「車両」という。）を備え、車両の登録及び変更は委託者の承諾を受けなければならない。
- (2) 収集運搬業務中の交通事故等の防止を図るために、道路交通法その他関係法令を遵守するとともに、ドライブレコーダーによる記録を行うこと。また、運転者は、業務の前後にアルコールチェックを行い、結果の記録を行うこと。
- (3) 車両には、委託者が指示する文字等の表示をしなければならない。
- (4) 委託者は、受託者の車両を随時点検し、不備と認められるものについては、取り換えや補修等を命ずることができる。
- (5) 受託者は、車両を常に清潔に保ち、車両には収集物の飛散防止等の対策を行うこと。

10. 市民への接遇等

業務に従事する者は本業務の公共性を認識し常に清潔な作業服を着用し、市民に対し不潔感を与えることがないよう努めるとともに、業務中に市民と接するときは、親切・丁寧で明るい対応を心掛け、市民の疑惑や不信を招くおそれのある行為はしてはならない。

11. 費用負担等

- (1) 本業務の遂行に必要な車両、連絡用携帯電話等機材については、受託者が用意するものとする。

- (2) 本業務で使用する車両については、受託者の負担により自動車任意保険（対人、対物無制限）に加入すること。
- (3) 本業務に関わる自動車事故、車両火災、その他第三者に与えた損害に対する賠償は、受託者が責任を持って解決し、全てを負担するものとする。
- (4) 本業務に必要な収集に使用するポリ袋等は、受託者が用意するものとする。
- (5) 事務用品、水、洗剤、ブラシ、箒、消臭剤、殺虫剤など収集に必要な消耗品、コーン、誘導棒など交通整理に必要な物品、最新版の甲府市内の住宅地図等を用意すること。

12. 労働安全衛生

受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関係法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに、研修等について、適正に実施すること。特に、安全衛生対策の実施にあたっては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めること。

13. 報告

- (1) 受託者は当日の作業終了後、日報を作成しすみやかに委託者に報告しなければならない。また、業務が完了した場合は報告書を作成し、翌月10日までに委託者に報告しなければならない。また、報告書には、甲府・峡東クリーンセンターから発行される伝票を添付すること。
- (2) 労働災害、交通事故等が発生した場合は直ちに委託者に報告しなければならない。万一交通事故等が発生した場合は、まず被災者の救護を行い、救護の際には事故防止策を講じること。
- (3) 首輪をしている等、ペットと推測できる動物を収集した場合は、翌日（休日の場合は次の開庁日）の午前9時までに委託者へ報告すること。

14. 留意事項

- (1) 死亡していない動物等については、保健所（衛生業務課）、林政課等の関係機関に連絡すること。
- (2) 私有地内の収集は、原則として所有者または管理者等の立会いのもと行うこと。また、構造物や所有物を破損する恐れのある場所、高所作業が必要な場所等の場合は収集できる場所への移動を促すこと。
- (3) 死亡したペットの収集依頼があった場合は、本人が処分するよう伝えるとともに、処理手数料のかかる収集を利用する場合は平日の業務時間内に環境部ごみ収集課に連絡するよう伝えること。
- (4) 感染症による死亡の疑いがある場合や大量死の場合、その他疑義がある場合には、収集を行う前に、ごみ収集課に連絡し、指示を受けること。

- (5) 現地において死亡動物が発見できなかった場合は、周辺を探し、それでも発見できなかった場合は通報者に確認をするとともに記録を残すこと。
- (6) 収集後の道路上の汚れ等は清掃を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務にあたりいかなる理由があっても市民等から金品等を受領しないこと。
- (8) 業務実施日のうち、荒天、風雪等やむを得ない事情により死亡動物の収集ができないと判断したときは、速やかに委託者にその旨を届け出て、委託者の指示に従うものとする。

15. 法令等の遵守

本業務を実施するにあたって本仕様書で定める事項のほか、動物愛護法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに道路交通法その他関係法令等を遵守すること。

16. 解約条項

- (1) 次の場合には、委託者は催告による契約の解除権を行使できる。
 - ・受託者が正当な理由なく契約を履行しないとき
 - ・契約の履行について不正な行為があったとき
- (2) 次の場合には、委託者は催告によらず契約の解除権を行使できる。
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第30号)第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき
 - ・役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

17. その他

仕様書にない事項及び疑義が生じた場合は、委託者及び受託者間で協議のうえ決定するものとする。